

議長（門 瀧雄）

要望だけでいいんですね。

これをもって、9番村井勉議員さんの質問を終わります。

次に4番、村井保夫君

議員（村井 保夫）

4番村井保夫、大枠で3項目について質問いたします。

1番目として、資源ごみの持ち去り禁止条例について。

昨年、平成23年12月議会でも、資源ごみの持ち去り禁止条例の制定に関する質問をしましたが、その後の検討状況についてお伺いします。

昨年の12月議会の答弁では、多度津町の資源ごみの収集は、各自治会に大きく依存収集しており、その収益を全て自治会に分配している。町民の出した資源ごみを持ち去る行為については、町としても大変憂慮しているが、ごみ集積所には、町指定の場所や道路脇、空き地等、色々な場所があり、盗難の立証が困難な場合もあるので、条例を制定して対応するのは難しい。

香川県下でも条例を制定している市町は、高松市、丸亀市が資源ごみ持ち去り防止要綱を制定して運用を行い、市民への周知や資源ごみを持ち去る人への注意喚起を行っているというのが現状である。

町としては、今後も持ち去りを行うものに対し、注意や指導を行うためにも、資源ごみ持ち去り防止要綱の制定に向けて検討したいとのことであります。自治体が資源ごみを回収して、その再使用、再生利用を行うことは、循環型社会の形成という国の大きな政策に適合するものであり、自治体がごみの収集拠点集積所を設けて、資源ごみを回収し、リサイクル業者に販売して、一定の収益を挙げるという取り組みは全国的に行われている。

しかし近年、古紙などの価格高騰等を背景として、自治体やその指定業者以外の者が、この資源ごみを無断で持ち去り自治体に損失を与えていると言う事が問題になっている。

そのような中、全国的に資源ごみ持ち去り禁止条例を制定する自治体が増えてきており、県内でも丸亀市が、この3月議会で条例案を提出するという話を聞いています。

そこで、町内における資源ごみの持ち去りの現状はどのようになっているのか。

また、町は資源ごみ持ち去り禁止条例の制定について、どのようにお考えなのか改めてお伺いします。

2番目ですが、耕作放棄地対策としての定住促進について。

昨年の9月議会で、香川県移住、交流推進協議会に本町も参加してはいかがかとの小川議員の質問に対して、参加したいと答弁がありました。

この協議会を、耕作放棄地対策としても活用していただきたくお伺いたします。

この協議会は、香川県内各地域の活性化を図ることを目的として、県及び県内の各市町が連携、協力して、大都市圏等の県外から香川県内への移住、交流を効果的に促進する事業を実施するために、平成22年3月に設立された組織であります。

今年度からは、県の東京事務所に、移住、コーディネーターを配置しているとのことであります。都会に住んでいる若者で、田舎暮らしにあこがれている者はたくさんおり、実際に都会から田舎に移り住んだ事例も多々あると聞いております。そういう若者に、多度津町の良さを積極的にPRして、白方地区で農業に従事してもらえればいいのではないかと考えております。

私は、常々、耕作放棄地対策の重要性について訴えているが、そう簡単に進まなことは、重々承知しております。

また町においても、オリーブやイチジクの栽培、農地の集積化など、積極的に取り組んでいることもわかっております。

しかし、小さな事かもしれませんが、この協議会を活用する事による可能性に取り組んで行けたらよいと思います。また、多度津町には空き家バンク制度もあります。この制度の活用策にもなるのではないかと思います。

そこで、質問です。

香川県移住交流協議会の取り組みを通じて、田舎暮らしにあこがれている若者を、多度津町に呼び込むことについて、どのようにお考えなのか。

2つ目として、また、香川県内で協議会の取り組みなどによって、都会から農業をするために移住した事例などがあればお伺いたします。

3つ目として、併せて、この協議会への今後の取り組みの内容がございましたらご紹介をお願いいたします。

3番目として、メガソーラー発電用地の農薬使用について。

今、農業では食の安全性が求められています。食品に対して消費者が求める安全、信頼を維持するためには、産地での生産管理、出荷前の自主検査、農薬の使用基準、回数など、ポジティブリスト制度に対応したリスク管理が重要となってきています。

このポジティブ制度とは、基準が設定されていない農薬等が、一定量以上含まれる食品の流通を原則禁止するとあり、これからの農業は農産物中の使用農薬、残留農薬に関する規制の中で農産物の生産を進めていかなければなりません。

そこで質問をします。

多度津山開発跡地でのメガソーラー発電の工事が完成間じかとなっておりますが、完成後の草木の管理について、また、表面のパネル表面の洗浄に使用す

る洗剤等に付いて、どのような方法で行っていくのか。長きに渡って規制外の農薬、洗剤の使用を許すと排水路からため池に入り水が汚染され、農薬の使用基準、残留農薬問題が起こってきます。そこで、これからの管理方法をお知らせください。

2つ目として、北側下には法面と管理道、ため池があります。この法面、管理道の草刈、また水路の掃除について、今後の管理の方法もお聞きします。

以上で質問を終わります。

町長（丸尾 幸雄）

村井保夫議員の、耕作放棄地対策としての定住促進についてに対して答弁をさせていただきます。

昨年10月1日、県内外から当町への移住、定住を希望される方の掘り起こしや、大都市圏から香川県への移住、交流を効果的に促進する事業を行うために、香川県の移住、交流推進協議会に加入いたしました。

その協議会の事業といたしまして、10月14日に大阪で開催されました中国、四国もうひとつのふるさと探しフェアに副町長をはじめ、職員が参加いたしました。

来場者は、東京会場では127組167名、大阪会場では85組111名で、年齢層といたしましては、30歳代や65歳を超えた高齢者層が多かったように感じられたそうです。

ただ、移住を希望される方の問題点としては、やはり、仕事面のことでございます。香川県労働政策課が、丁寧な対応をとっておりましたが、希望の職種と雇用状況との整合性を図ることが、かなり難しい問題でありました。

さて、ご質問の1点目、田舎暮らしに憧れている若者を、多度津町に呼び込むことについての考え方でございますが、町を活性化させるためには、若者だけでなく、バランスのとれた年齢層の方々の呼び込みが必要だと考えております。そのためには、様々な方法、全ての機会を使って、多度津町に住んでみたいと思っただけのような情報の発信をしております。

併せて、当該協議会の今後の取組みについてでございますが、平成25年度におきましても、東京、大阪で開催される移住交流フェアにそれぞれ参加し、協議会を構成している香川県及び加入市町と共に移住、定住の促進を図ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、その他のご質問に対しましては、各担当課長より答弁してまいりますのでよろしくお願いいたします。

産業課長（岡 敦憲）

村井保夫議員のご質問のうち、香川県移住、交流推進協議会の取り組みなどによって、都会から農業をするために移住した事例はないかという事でありま

すが、この協議会の取り組みの事例ではありませんが、2008年平成20年に大阪で開かれた農業フェアで、新規就農者育成事業に県内の市、善通寺市ですが、募集しているのを知った若者2人が、2009年から研修生として市の農地管理公社職員として採用され、農業法人で特産物の栽培を学び、昨年4月から2人に2haの農地が貸し出され、独立するとの報道が昨年3月にありました。本町におきましては、昨年、新規就農を希望して、研修、実習は多度津町においてなされましたが、本町においての就農はなされませんでした。今後とも耕作放棄地再生を含め、県の普及センターやJAなどと情報を共有しながら、本町での新規就農を目指した人への支援を考えていきたいと思えます。

村井保夫議員のご質問のうち、協議会の取り組みなどによって、都会から農業をするために移住した事例についてのご質問につきましては、以上のように考えております。

ご理解を賜りますようお願いを申しあげ、答弁とさせていただきます。

政策企画課長（岡部 登）

村井保夫議員の、メガソーラー発電用地の農薬使用についてに対して答弁をさせていただきます。

多度津山開発地におけるメガソーラー、いわゆる、大規模太陽光発電所における完成後の農薬使用についてでございますが、除草に関しては、企画提案書の中に場内には芝生を植生し、伸びすぎた野芝と雑草の除草は、焼却することなく、CO<sub>2</sub> 二酸化炭素排出ゼロで環境維持管理します。雑草は、刈り取り後、場内で完熟度の高い堆肥にして農業に役立てますと書かれており、その点もプロポーザル審査委員会では評価されておりました。また、先日、事業者であります秋山興産に再確認いたしますと、発電所の除草については搭乗式の草刈機か、又は、肩掛け式の刈払機を使用して人力収集した後、堆肥舎へ運搬し、堆肥化する予定でとの回答を得ております。

次に、ソーラーパネルの洗浄につきましても、企画提案書の中には太陽光パネルはその汚れの程度をみて、定期的に洗浄します。工事完了後は車両の通行や排水、騒音等に配慮し誠意をもって対応しますと書かれており、同じく再確認いたしますと、ソーラーパネルの洗浄は農業用の動力噴霧器程度の水量で、ブラシを付けて、年2回程度洗浄する予定なので、洗剤や大量の水は使用しませんとの回答でした。

これら2点につきましては、地元の農業従事者の方々にもご説明申し上げているそうですし、北側の管理道や法面なども通常の町有地の管理の方法に則って維持、管理してまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが答弁とさせていただきます。

環境課長（中野 弘之）

村井保夫議員の、資源ごみ持ち去り禁止条例についての質問にお答えします。多度津町で収集している資源ごみの内、紙類の収集量は有料の指定袋を導入した平成 10 年度から急増し、平成 14 年度から平成 19 年度までは年間 1,000 t を超えていましたが、その後は毎年約 50 t ずつ減少し平成 23 年度は 800 t になっております。

理由としては、古紙類の高騰による新聞紙等の盗難も原因の一つと考えております。

環境課として対応策を検討し、古紙については資源ごみ収集日前日から出すのではなく、当日の朝に出していただくことを各自治会にお願いすることにしました。

そこで、周知を兼ねて昨年の 2 月より 4 ヶ月間、資源ごみ収集前日の夕方に新聞紙と雑誌を収集したところ、古紙を持ち去られる事が減ったように思われます。

また、平成 24 年 4 月より高松市、丸亀市について、県下で 3 番目に資源ごみ持ち去り防止要綱を施行し、住民の方にも啓発してまいりました。

しかしながら、朝出しや倉庫内に保管してある自治会での持ち去りは減少しましたが、未だに前日から出している集積場においては、古紙が持ち去られる事案があるようでございます。

県内では、はじめて丸亀市が本年 3 月議会にて条例を改正し、資源ごみの持ち去り禁止を明文化する予定だそうです。

要綱と大きく違うところは、持ち去り行為を行った者は、20 万円以下の罰金を科すというような罰則があることです。

実際に、罰則を科している県外の市では、人員を増員して対応しているとの事で、費用対効果も考えますと現時点では、多度津町での制定は難しいと思われれます。

多度津町としては、条例を制定する前に今一度、要綱のもと各自治会に朝出しの周知徹底をお願いしていき、朝出しの出来ない人の方策を考えてまいりますので、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

以上で、村井保夫議員の一般質問に対する答弁は町長、各担当課長からありましたが、村井保夫議員、再質問がありましたらお受けいたします。

議員（村井 保夫）

多度津町としては、今後ごみ持ち去り条例は考えていないのですか。その資源ごみ、持ち去り禁止条例制定に当たり、大きなネックとなっている事は、

町指定場所以外にも資源ごみの集積場所があるという事、そして、また特定の場所から物を持ち去るという事の限定的な条項として盛り込む事、それが可能であれば、本条例は制定できるのではないのでしょうか。そして、その特定場所を設置する費用の捻出として、資源ごみの収益金の一部を考慮すれば、いかがかと思えます。現在は全額自治会に配布しているようではありますが、初期費用としてその一部を資源ごみ集積場の制作設置費用に充てるという事も、一つの方法ではないのでしょうか。

そして、2つ目の質問ですが、一つの案ではありますが、町の認定農業者等で2年間、経営のノウハウや技術栽培等を研修し、町内で独立して新規就農する、この研修費用を補助する方法を考えてもらってはいかがかと思えます。

そしてもう一つ、今後の課題として、耕作放棄地対策としても、またこれからは県道、町道建設の際に、代替地候補の対策としても、この空き家対策など、また空き家バンク制度が利用できるのではないのでしょうか。いかがでしょう。以上です。

議長（門 瀧雄）

答弁の時間が来たら途中で中止をして、46分が来たらちょっと中止させて下さい。

環境課長（中野 弘之）

村井保夫議員の再質問についてですが、条例化した場合にですね警察等の関係上、そのへんで対応していくにあたりまして、県外で行っている事例では人員を増員してまでやらなければ、その辺の対応がですね、難しいという事を聞いております。

そのため、費用対効果等を考えますと、なかなか条例に踏み込むのは難しいのではないかなと考えておりますので、今一つ要綱をもう少し住民の方にですね広めまして、防止を行って行きたいと思っておりますので、よろしく理解のほどお願い賜われます。

議長（門 瀧雄）

一般質問の途中ですが、3月11日東日本大震災から2年となります。ただ今から、2時46分より震災で亡くなられた方の冥福を祈りまして、被災地の復興等を祈念する1分間の黙とうを行いたいと思っておりますので、全員起立をお願いいたします。

（黙とう）

議長（門 瀧雄）

黙とうを終わります。ご協力ありがとうございました。

岡君。

産業課長（岡 敦憲）

村井保夫議員の再質問による、新規就農者への補助についてであります。現在、町単独ではありませんが、研修期間或いは新規就農後という事で、たしか 150 万だったと思いますけれども補助制度があります。そういったものの活用になるのかと思っております。

ただ、これには年齢制限があつて、上限 45 歳というのが制限はありますが、こういったものを使いながら、推進していきたいなと思っております。

政策企画課長（岡部 登）

耕作放棄地対策としての、定住促進についての中で、空き家バンク、空き家条例を活用してはどうかという再質問でございますが、先日も実家の土地の近くにですね空き家がある。その家について近くで東京の方が農業をしたいと、その空き家について、どなたに相談したらよいかという問い合わせ等がありました。空き家バンク、空き家条例等直接関係は無かったのでございますけれども、政策企画課と致しましても、鋭意そういった事にも積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、それで答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

以上答弁終わりましたが、質問ありますか。

議員（村井 保夫）

資源ごみ対策についてですけれども、持ち去り条項だけでは、やはり効果的に薄いのではないかと思います。条例を作れば多少なりとも、持ち去り業者に対してでも対策になると思います。

それとですね、今後耕作放棄地問題に対して、今後空き施設、空き農地、放棄地ですね、そういうのを空き家バンク制度と同じように、町の農地、土地改良区の方でもですね、情報を提供してはどうかと思いますけれども、これは要望であります。以上です。

環境課長（中野 弘之）

村井保夫議員の再再質問について、ご答弁させていただきます。

条例につきましては、丸亀市がこの 3 月議会で条例を制定するそうなので、丸亀市の動向を見ながら、また近隣市町の動向も見ながら、制定を検討して参りたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げて答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

よろしいですね。

これをもって、4 番村井保夫議員さんの質問を終わります。

それでは、これをもって一般質問を終了いたします。  
本日の日程はすべて終了いたしました。これにて散会をいたします。  
お疲れさまでした。

閉会 午後 2 時 49 分